

平成29年 1 月 27 日

文京区国民保護協議会協議会会議録

文京区総務部

平成28年度文京区国民保護協議会 会議録

- 1 日 時 平成29年1月27日（金） 午後2時から午後2時14分まで
- 2 会 場 文京シビックセンター26階 スカイホール
- 3 出席者 45名

会長 成澤 廣修（文京区長）

委員 東京国道事務所万世橋出張所長 開地 宣彰

陸上自衛隊第1普通科連隊第2中隊長 小島 賢行

警視庁第五方面本部長 林 敬久（欠）

警視庁富坂警察署長 中澤 洋司（代）

警視庁大塚警察署長 福田 敬（代）

警視庁本富士警察署長 田畑 勝也（代）

警視庁駒込警察署長 今吉 浩一（代）

建設局第六建設事務所長 松浦 いづみ

交通局日比谷駅務管理所水道橋駅務区長 澤山 達朗（欠）

水道局中央支所長 太田 寛（代）

下水道局北部下水道事務所長 安東 季之（代）

文京区副区長 瀧 康弘

文京区教育長 南 新平

東京消防庁第五消防方面本部長 石坂 敏明

東京消防庁小石川消防署長 臼井 正人

東京消防庁本郷消防署長 畠山 晋

文京区企画政策部長 吉岡 利行

文京区総務部長 渡部 敏明

文京区危機管理室長 八木 茂

文京区区民部長 林 顕一

文京区アカデミー推進部長 田中 芳夫

文京区福祉部長 須藤 直子

文京区子ども家庭部長 椎名 裕治

文京区保健衛生部長 石原 浩

文京区都市計画部長 中島 均

文京区土木部長 中村 賢司（欠）

文京区資源環境部長 曳地 由紀雄

文京区施設管理部長 松井 良泰

文京区会計管理者 山本 育男
文京区教育推進部長 久住 智治
文京区監査事務局長 野田 康夫
文京区区議会事務局長 佐藤 正子
日本郵政（株）小石川郵便局長 五ノ井 明男
日本郵政（株）本郷郵便局長 関口 晃（欠）
東日本電信電話（株）東京事業部東京東支店長 藤田 周（代）
東京電力パワーグリッド（株）大塚支社長 劉 伸行
東京ガス（株）東部支店長 木戸 千恵
首都高速道路（株）東京西局総務・管理部長 石原 博記（代）
東京地下鉄（株）後楽園駅務管区長 小嶋 勇（欠）
小石川医師会会長 須田 均
文京区医師会会長 金 吉男（欠）
小石川歯科医師会会長 佐藤 文彦
文京区歯科医師会会長 三羽 敏夫（欠）
文京区薬剤師会会長 岩楯 新司（代）
文京区議会議長 白石 英行
文京区議会総務区民委員会委員長 名取 顕一
文京区町会連合会 高橋 毅喜
文京区商店街連合会 上本 邦雄 連絡会
文京区女性団体 千代 和子
小石川消防団長 高柳 博一（代）
本郷消防団長 石井 宏

事務局 文京区危機管理課長 高杉 信二

- 4 配付資料 平成28年度文京区国民保護協議会 次第
文京区国民保護協議会委員名簿
資料第1号 文京区国民保護計画（変更素案）の概要
資料第2号 文京区国民保護計画（変更素案）の現行計画からの主な変更点に係る対照表
資料第3号 文京区国民保護計画（変更素案）
- 5 議題
- (1) 現行計画の概要及ぶ計画変更の方針等（報告）
 - (2) 文京区国民保護計画（変更素案）（審議）
 - (3) その他

「開 会」 (14:00)

○高杉危機管理課長 定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度文京区国民保護協議会を開催させていただきます。

私は、事務局の文京区危機管理課長の高杉と申します。本日の会議の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

本日の協議会は、委員の過半数の皆様のご出席をいただいております。文京区国民保護条例第4条第2項に定める、会議開催の定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

では、初めに、本日の資料の確認をしたいと思います。会の次第。委員名簿。座席表。資料第1号、文京区国民保護計画（変更素案）の概要。資料第2号として、現行計画からの主な変更点に係る対照表。資料第3号といたしまして、文京区国民保護計画（変更素案）の冊子をお配りしてございます。よろしいでしょうか。

次に委員のご紹介でございます。本来ならば、お一人ずつご紹介を申し上げるべきところではございますが、時間の都合もあり、恐縮ではございますがお配りしております委員名簿をもって、ご紹介にかえさせていただきますと存じます。

それでは、ここで国民保護法第40条2項により、本国民保護協議会の会長でございます、成澤区長よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○成澤区長 皆さん、こんにちは。日ごろから区政各般にわたりまして、お力添えをいただいておりますことを心から感謝申し上げます。

さて、本区の国民保護計画を策定しましてから、約10年が経過をしております。その間に、さまざまな状況の変化があり、世界各地では大規模なテロ事件等も発生をしているところでございます。我が国においても、オリンピック・パラリンピックを2020年に控えて、これまで以上に警戒を強めていく必要があるというふうに思っております。危機管理の視点が一層求められている状況でございます。

こうした変化に対応し、本区におけます国民保護を、より確実に実施していくための計画変更を本日議題といたしております。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高杉危機管理課長 区長、ありがとうございました。

それでは、ただいまから、議事に入らせていただきます。

会長、議事の進行をお願いいたします。

○成澤区長 それでは、議事に入ります。お手元の議事次第に従いまして、順次進めてまいります。

まず、議題（1）、現行計画の概要及び計画変更の方針等につきまして、事務局からご説明いたします。

○高杉危機管理課長 資料第1号をごらんください。

初めに、文京区国民保護計画の概要でございます。国民保護計画は、外国からの武力攻撃事態や大規模テロ等に際して、迅速・的確に国民を保護するためにあらかじめ策定する計画でございます。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる、国民保護法に基づきまして、文京区では、平成19年2月に策定しております。主な内容につきましては、想定する事態、平素からの備え、住民の避難、救援、被害の最小化や大規模テロの対処などが盛り込まれている計画でございます。

計画の構成などにつきましては、後ほどご説明をしたいと思います。

次に、計画変更の経緯でございます。計画策定後、おおむね10年が経過してございまして、この間、各種情報伝達システム等の充実が図られてきたことや、関係機関の連絡体制の整備等が進められております。

フロー図をごらんください。国の国民保護に関する基本指針が平成26年5月に変更され、これを受けて、都が東京都国民保護計画を平成27年3月に変更いたしました。国の基本指針や都計画との整合を図るため、文京区国民保護計画についても、今年度において所要の変更を行うものがございます。

続いて、計画変更の手続き・スケジュールでございます。計画の修正につきましては、昨年12月から1カ月間、事前にパブリックコメントを実施してございます。本日の国民保護協議会のご審議をいただきまして、計画変更案を取りまとめ、2月に東京都へ協議を経て区議会に報告を行い、3月中に文京区国民保護計画変更の確定を行ってまいりたいと考えてございます。

計画の概要及び変更の方針は以上でございます。

○成澤区長 現行計画の概要及び計画変更の方針等についての報告は以上でございます。ただいまの報告につきまして、ご質疑等ございましたら、ここでお願いいたします。

特にないようですので、次に、文京区国民保護計画（変更素案）につきまして、事務局からご説明を申し上げます。

○高杉危機管理課長 平成18年度に策定以来の改定ですので、文京区国民保護計画について、簡単にご説明をさせていただきます。

国民保護計画は、武力攻撃事態や大規模テロなどが発生した場合に、住民の生命、身体及び財産を保護し、生活や経済への影響が最小となるよう、避難、復旧、武力攻撃災害への対処など、国民保護措置を実施するために策定する計画でございます。

資料第3号、変更素案の18ページをごらんください。

国民保護計画で、想定している事態は、武力攻撃事態と緊急対処事態での大規模テロなど、二つに大きく分類されております。武力攻撃事態では、着上陸事態などの4類型を想定しています。また、原子力発電所や石油コンビナート等の危険物資を有する施設への攻撃等、大規模テロなどの緊急対処事態については、この4類型、合計八つの事態を想定しているものがございます。

区の国民保護における業務は、本来、国が果たすべき役割について、仮に国民保護事態が発生

した場合には、避難や救助、武力攻撃災害への対処について、国からの指示を受け、都及び区指定公共機関などと相互に連携して対応していくものでございます。

文京区国民保護計画の構成についてでございますが、変更素案の目次をごらんください。

第1編は総則として、計画の位置づけや業務大綱をお示ししております。第2編では、平素からの備えとして、組織・体制の整備を示しており、予防の分類になるイメージでございます。第3編から第5編につきましては、各武力攻撃事態や大規模テロが発生した際の対処を示した応急及び復旧活動を示している校正となっております。

今回の主な変更の内容でございます。資料第1号にお戻りください。裏面の2ページをごらんください。

今回の変更は、三つのポイントに絞られてございます。初めに、国の基本指針の変更での、反映でございます。変更素案の31、33ページをごらんください。

国からの情報伝達手段といたしまして、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）及び全国瞬時警報システム（J - A L E R T）が導入されたことから、これらの活用について明記いたします。緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）は、国の内閣官房から、国民保護情報が直接自治体にL G W A N回線を通じて発信されるものでございます。全国瞬時警報システム、略してJ - A L E R Tと呼んでございますが、こちらは、国民保護情報や気象情報を発信する装置を区の防災行政無線をつないで、情報が瞬時に自動的に防災行政無線などで区民に伝達する仕組みとなっております。

次に、58ページをごらんください。

国の現地対策本部長が、国や地方公共団体等の関係機関の間における情報の共有、意思統一を図るために、武力攻撃事態等合同対策協議会が位置づけられたことから、これを明記いたします。武力攻撃事態等合同対策協議会につきましては、国民保護事態が発生し、国が現地対策本部を設置し、現地対策本部長が合同対策協議会を開催する際、国の対策本部も参加して、相互の協力を努めるというものになっているものでございます。

続きまして、85ページをごらんください。

区民の安否について、収集した情報を国や都に報告するため、武力攻撃等における安否情報の収集・提供システムが平成20年に全国に導入されたことから、これらの活用につきましても明記をいたします。

二つ目のポイントとして、東京都の計画の変更に伴う修正でございます。変更素案の18ページをごらんください。

都は今回の変更では、以前計画に記載のなかった新たな項目として、世界各地でテロなどが多発している情勢や、東京2020オリンピック・パラリンピックへの危機管理の視点を追記してございます。

また、災害医療派遣チームとして発足した、東京D M A Tについては、72ページ及び118ペー

ジほかに記載してございます。東京DMATは自然災害を初めとしまして、災害の現場に駆けつけ、消防と連携を取りながら、多数の死傷者に対しまして、救命措置を行う医療の派遣チームでございます。

107ページをごらんください。

都が設置したテロの危機に関する事業者連絡会や地域版パートナーシップなどについて、都計画では新たに記述してございまして、これらの東京都の計画の修正について、本区の計画を変更いたすものでございます。テロ等の危機に関する事業者連絡会は、東京都が大規模集客施設向けにテロ情報などに関するセミナーや情報提供を行っている連絡会でございます。

三つ目は、その他、区としての必要な変更事項でございます。区政のデータ、組織の名称変更、地域防災計画との整合を図るなどの修正を行っております。

このほかの細かい変更部分につきましては、資料第2号の主な変更点に係る対照表及び資料第3号変更素案、本文にアンダーライン、下線を引いてお示ししているところでございます。

今回の変更の主眼は、情報伝達の仕組みや連絡体制を現在のものに変更することとございまして、計画の体系、住民の避難方法や区の役割が変わるものではございません。今般、本区も変更しているところでございますが、国民保護に係る事務そのものは法定受託事務でございますので、現在、23区内で同様の作業を進めているところでございます。

計画の変更についての説明は以上でございます。

○成澤区長 計画変更案についての説明は以上でございます。ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議題となりました国民保護計画の（変更素案）につきましては、国民保護協議会におきまして、ご了承いただいたということでご異議ございませんか。

（異議なし）

○成澤区長 ありがとうございます。それでは、スケジュールに従いまして、文京区において取りまとめ、東京都への協議へと手続を進めてまいりたいと存じます。

事務局で用意をした議題は以上でございますが、せっかくこれだけの関係機関の皆さん、お集まりですので、何かご発言、情報提供等ございましたら、ここでお願いをしたいと思います。どうぞご遠慮なく何かございましたら。よろしいですか。

情報提供もないようですので、平成28年度文京区国民保護協議会を閉会といたします。

今後とも、有事の際に、迅速かつ的確に区民の生命、財産を守ることができる計画の実施のため、引き続きのお力添えをお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

「閉 会」 (14:14)